

死亡一時金の概要

厚生労働省年金局

1. 制度の概要

死亡一時金は国民年金法に定める給付の一つであり、国民年金の第1号被保険者として国民年金保険料を納めた期間（注1）が36月以上の者が、老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないまま死亡したとき、その者と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（注2））に支給される（注3）。

なお、遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されない。また、寡婦年金と死亡一時金の両方を受けられるときは、いずれかの一方を選択するものとする。

また、失踪宣告により死亡とみなされた者の死亡一時金については、国民年金保険料を納めた期間や生計同一関係などの支給要件は、死亡時（失踪の7年後）ではなく、失踪時で決定する。

注1：保険料の4分の1免除を受けていた期間についてはその期間の月数の4分の3が保険料納付月数に算入される。また同様に半額免除を受けていた期間は2分の1が、4分の3免除を受けていた期間は4分の1が算入される。

注2：死亡一時金を受けべき者の順序は、上記の順序による。

注3：死亡一時金の金額は、保険料納付済期間の月数によって定められている。

例：36月以上180月未満 12万円、420月以上 32万円

2. 支給件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件数（人）	39,605	38,036	33,252
金額（千円）	5,696,114	5,704,890	4,794,916
一件当たり金額（円）	143,823	149,987	144,199

3. 関係する条文

国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号）

（支給要件）

第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が三十六月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齢基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

2～3（略）

（遺族の範囲及び順位等）

第五十二条の三 死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。ただし、前条第三項の規定に該当する場合において支給する死亡一時金を受けることができる遺族は、死亡した者の配偶者であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

- 2 死亡一時金（前項ただし書に規定するものを除く。次項において同じ。）を受けるべき者の順位は、前項に規定する順序による。
- 3 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第百二条 1～3 (略)

4 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

5～6 (略)

(期間の計算)

第百三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(失踪宣告の場合の取扱い)

第十八条の三 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る死亡を支給事由とする給付の支給に関する規定の適用については、第三十七条、第三十七条の二、第四十九条第一項、第五十二条の二第一項及び第五十二条の三第一項中「死亡日」とあるのは「行方不明となつた日」とし、「死亡の当時」とあるのは「行方不明となつた当時」とする。ただし、受給権者又は給付の支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となる者の身分関係、年齢及び障害の状態に係るこれらの規定の適用については、この限りでない。

(参考)

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

(失踪の宣告)

第三十条 不在者の生死が七年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後一年間明らかでないときも、前項と同様とする。

(失踪の宣告の効力)

第三十一条 前条第一項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第二項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

(失踪の宣告の取消し)

第三十二条 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。

2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。